

別紙9 保証書の様式

(第42条第5項関係)

〔建設企業〕（以下「保証人」という。）は、一宮斎場整備事業（以下「本件事業」という。）に関連して、事業者が一宮市（以下「市」という。）との間で締結した平成22年〔 〕月〔 〕日付け事業契約書（以下「本件事業契約」という。）に基づいて、事業者が市に対して負担する以下の第1条の債務（以下「主債務」という。）につき事業者と連帯して保証する（以下「本保証」という。）。なお、本保証において用いられる用語は、本保証において特に定義された場合を除き、本件事業契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

第1条（保証）

保証人は、本件事業契約第42条第1項及び同条第2項に基づく事業者の市に対する債務を保証する。

第2条（通知義務）

市は、本保証の差入日以降において本件事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

第3条（保証債務の履行の請求）

- 1 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、市が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 2 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から7日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえ、決定するものとする。
- 3 保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

第4条（求償権の行使）

保証人は、本件事業契約に基づく事業者の債務が全て履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。ただし、市及び事業者の同意がある場合は、この限りでない。

第5条（終了及び解約）

- 1 保証人は、本保証を解約することができない。

2 本保証は、本件事業契約に基づく事業者の債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。

第6条（管轄裁判所）

本保証に関する訴訟、和解及び調停に関しては、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上の証として本保証書が2部作成され、保証人はこれに署名し、1部を市に差し入れ、1部を自ら保有する。

平成 [] 年 [] 月 [] 日

保証人：

別紙 10 業務報告書の構成及び内容

(第 52 条関係)

1 維持管理業務実施報告書

(1) 業務月報

事業者は、月ごとに業務月報を作成し、翌月の【10】日までに、業務ごとに定める記録簿、業務日報、苦情等対応表等の資料を添付し、市に提出すること。なお、業務月報の様式、内容等はあらかじめ市と協議して定める。

(2) 四半期報告書

事業者は、四半期ごとに四半期報告書を作成し、四半期末の翌月【20】日までに、市に提出すること。ただし、第4四半期については、速やかに提出すること。なお、四半期報告書の様式、内容等はあらかじめ市と協議して定める。

(3) 業務年報

事業者は、各事業年度終了後毎年【5】月末日までに、当該事業年度に係る維持管理業務に関する業務年報を市に提出すること。なお、業務年報の様式、内容等はあらかじめ市と協議して定める。

2 運営業務実施報告書

(1) 業務月報

事業者は、月ごとに業務月報を作成し、翌月の【10】日までに、業務ごとに定める記録簿、業務日報、苦情等対応表等の資料を添付し、市に提出すること。なお、業務月報の様式、内容等はあらかじめ市と協議して定める。

(2) 四半期報告書

事業者は、四半期ごとに四半期報告書を作成し、四半期末の翌月【20】日までに、市に提出すること。ただし、第4四半期については、速やかに提出すること。なお、四半期報告書の様式、内容等はあらかじめ市と協議して定める。

(3) 業務年報

事業者は、各事業年度終了後毎年【5】月末日までに、当該事業年度に係る運営業務に関する業務年報を市に提出すること。なお、業務年報の様式、内容等はあらかじめ市と協議して定める。

別紙 11 サービス購入料の金額と支払いスケジュール

(第 24 条第 1 項、第 55 条、第 56 条、第 64 条第 1 項第 1 号ないし第 3 号、第 65 条第 4 項第 1 号ないし第 3 号、第 66 条第 1 項第 1 号ないし第 2 号関係)

1 市が支払うサービス購入料

市が事業者に対して支払うサービス購入料は、「(1)一括支払金」、「(2)割賦料」及び「(3)委託料」から構成される。

(1)一括支払金

- (ア) 市は、施設整備業務及び既存施設の解体業務の対価を、一括支払金として事業者を支払う。
- (イ) 一括支払金のうち、施設整備業務の対価については平成 23 年 5 月末日まで、既存施設の解体業務の対価については平成 23 年 11 月末日までに支払う。
- (ウ) 事業者が提案した一括支払金の額が、提案後の物価変動により不相当となった場合には、一括支払金の変更協議に応じることとする。この際に、変更する目安としては、提案時の一括支払金に対して 1.0%の増減（鋼材類の物価上昇を原因とするものに限る）を想定しており、これを超える物価変動が協議において確認できた場合に、その超過分についてのみ一括支払金の額を変更する。

(2)割賦料

- (ア) 市は、事業者が提案する創業費を元本として、これに金利を上乗せした額とする。
- (イ) 創業費には、応募に係る費用、SPC開業に係る費用などを含み、施設整備業務に係る費用及び既存施設の解体業務に係る費用は含まないものとする。
- (ウ) 割賦料の支払期間は、平成 23 年度から平成 37 年度までの 15 年間とし、年 4 回（6 月末日、9 月末日、12 月末日及び 3 月末日までの各四半期を各回の支払対象期間とする。）、四半年賦元利均等により支払うものとする。
- (エ) 金利は、平成 23 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前を基準日とする基準金利に事業者が提案したスプレッドを加えたものとする。
- (オ) 基準金利は、6 ヶ月 LIBOR ベース 15 年物（円—円）金利スワップレート（午前 10 時に共同通信社から発表される Tokyo Swap Reference Rate の中値）とする。
- (カ) 市は、上記（ア）～（オ）に示す方法に従って算出した割賦料に、消費税及び地方消費税相当額を上乗せした額を事業者を支払う。割賦料に上乗せする消費税及び地方消費税相当額は、各回の割賦料の元本償還額に、各回の支払日において適用される消費税率又は地方消費税率を乗じた額の合計額とする。

(3)委託料

(ア) 委託料の支払方法

- ① 市は、事業者が実施する施設の維持管理業務及び運營業務の対価を、委託料として事業者を支払う。
- ② 委託料の支払期間は、平成 23 年度から平成 37 年度までの 15 年間とし、年 4 回（6 月末日、9 月末日、12 月末日及び 3 月末日までの各四半期を各回の支払対象期間とする。）支払うものとする。
- ③ 委託料の 1 回あたりの支払予定額は、各事業年度の支払予定額（事業者が提案した各事業年度の支払額を、「(イ) 委託料の改定」の規定によって改

定した金額)の4分の1の額とする(1円未満の端数は第4四半期で調整します。)

- ④ 事業者は、平成23年度から平成37年度までの15年間、毎月分の維持管理業務及び運営業務の業務完了届及び業務報告書(以下「業務報告書等」という。)を、毎翌月5日までに市に提出する。
- ⑤ 市は、事業者から業務報告書等を受け取った後、維持管理業務及び運営業務の業務計画書(以下「業務計画書」という。)に定められた水準が満たされているか確認(以下「モニタリング」という。)する。
- ⑥ モニタリングの結果を踏まえ、市は毎期末に当期の確定支払額を算定し、事業者へ通知する。
- ⑦ 事業者は、支払額判明後速やかに、市に対して請求書を送付する。
- ⑧ 市は、適正な請求書を受領した日から30日以内に、委託料に消費税及び地方消費税相当額を上乗せした額を事業者へ支払う。委託料に上乗せする消費税及び地方消費税相当額は、各回の委託料に、各回の支払日において適用される消費税率又は地方消費税率を乗じた額の合計額とする。

(イ) 委託料の改定

- ① 委託料は、毎年1回物価変動を勘案して改定する。
- ② 市は、日本銀行が公表する「企業向けサービス価格指数(建物サービス)」(以下「価格指数」という。)を用い、平成22年11月を初回として、毎年1回11月に翌年度の支払予定額を算定して事業者へ通知する。
- ③ 支払予定額は、以下の算式に基づいて算定する。
平成X年度の支払予定額
＝事業者が提案した平成X年度の支払額
×(平成X-1年度4月～9月の価格指数の平均)
÷(平成20年度4月～9月の価格指数の平均)

以上

別紙 12 サービス購入料の減額の基準と方法
(第 53 条第 2 項、第 57 条、第 60 条第 2 項関係)

1 モニタリング

市は、本件施設の維持管理・運営開始後 15 年間にわたり、維持管理業務及び運營業務の実施状況について、要求水準書及び応募者提案に基づいて事業者が作成し市の承認を得た維持管理業務及び運營業務の業務計画書（以下「業務計画書」という。）に定められた水準が満たされているか確認（以下「モニタリング」という。）する。

(1)モニタリングの方法

① 業務日報等の提出

事業者は、市が日常モニタリングを行うための業務日報（毎日）及び定期モニタリングを行うための業務報告書（毎月）を作成し市へ提出する。

② 業務実施状況の確認

市は、事業者が作成した業務日報及び業務報告書に基づき、日常モニタリング、定期モニタリングを行い、事業者が提供する業務の実施状況を確認する。

なお、市は、必要に応じて自ら各業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モニタリングを行うことができる。

(2)モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用負担の分担は次に示すとおりとします。

費用負担	事業者	市
日常モニタリングの内容	チェック項目に沿って各業務の遂行状況を確認の上、業務日報を作成。	業務日報の確認、業務水準の評価。
定期モニタリングの内容	月 1 回実施のチェック項目に沿って、遂行状況を確認するとともに、業務日報をもとに業務報告書を作成。	業務報告書の確認、業務水準の評価。
随時モニタリングの内容	—	維持管理・運營業務の遂行状況の確認。 その他、必要に応じ不定期に、直接確認。

2 サービス購入料の減額方法

(1)減額等の対象

減額等の対象となる支払は、維持管理及び運営の対価であるサービス購入料と

する。

ただし、実際の火葬件数が市の提示する想定火葬件数を超えた場合、又は大規模災害等により火葬需要が増大し、市の判断により業務実施時間を延長して火葬を行った場合に市が事業者に支払う追加費用については、減額等の対象としない。

(2) 減額等の措置を講じる事態

モニタリングの結果、事業者の責任により、以下に示す状態に陥った場合又は陥ることが想定される場合、市は業務計画書に定められた水準を事業者が満たしていないと判断し、減額等の措置を講じる。

レベル 1	開場日であるにもかかわらず、本施設を火葬場として利用できない状態が 24 時間以上にわたり継続した場合
レベル 2	① 施設利用者が本件施設を利用する上で重大な支障がある場合 ② 周辺環境に重大な悪影響がある場合 ③ 上記①又は②の恐れがある場合
レベル 3	① 施設利用者が本件施設を利用することはできるが、利便性を欠く場合 ② 周辺環境に悪影響がある場合 ③ 上記①又は②の恐れがある場合 ④ その他業務計画書に定められた水準のいずれかを満たしていない場合（レベル 1 又はレベル 2 に該当する場合を除く）

(1) 減額等の決定過程

- ① レベル 1 の状態に陥った場合、1 日につき、15 ポイントのペナルティポイントをカウントする。
- ② レベル 2 の状態に陥った場合、1 日につき、各項目 5 ポイントのペナルティポイントをカウントする。
- ③ レベル 3 の状態に陥っていることが、モニタリング結果から明らかになった場合、市は、その程度、緊急度等を勘案し、事業者には相当な是正期間を提示する。
- ④ 事業者は、市の提示する是正期間内にレベル 3 の状態を改善することにより、ペナルティポイントのカウントを免れますが、市の提示する是正期間を経過しても改善されない場合、1 日につき、1 ポイントのペナルティポイントをカウントする。
- ⑤ レベル 1、レベル 2 又はレベル 3 に該当した場合であっても、明らかに事業者の責めに帰さない事由によると認められる場合には、ペナルティポイントをカウントしない。なお、市及び事業者は、ペナルティポイントのカウントに際し、必要に応じて協議することができる。

(2) サービス購入料の減額

- ① サービス購入料支払期間（6 月末日、9 月末日、12 月末日及び 3 月末日までの各四半期）における累積ペナルティポイントが一定の水準に達した場合、減額等の措置内容を以下のとおり決定し、市は当期の確定支払額を算定する。

累積ペナルティポイント	減額割合
0～9	減額なし
10～29	1 ポイントにつき、当期の支払予定額の 1%

	(10～29%の減額)
30 以上	支払留保

- ② 累積ペナルティポイントが 30 以上の場合、支払留保としますが、翌期の累積ペナルティポイントが 9 以下である場合、翌期分の支払時に、当期の支払予定額の 70%を加算して支払う。
- ③ 累積ペナルティポイントが 30 以上の場合で、かつ、翌期の累積ペナルティポイントが 10 以上の場合、市は契約を解除することができる。事業者が、終日、「委託業務」を行わない日があった場合、日割計算により「サービス購入料」の支払を減額することができる（ただし、事業者の違反が市の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。）。

別紙 13 法令変更による費用の負担割合

(第 14 条第 3 項第 3 号、第 35 条第 2 項第 3 号、
第 37 条第 1 項第 3 号、第 41 条第 3 項、第 62 条第 2 項関係)

	市負担割合	事業者負担割合
1 本事業に特別に影響を及ぼす法令の 新設・変更の場合	100%	0%
2 税制度の変更の場合		
ア 法人税等収益関係税の変更の場合	0%	100%
イ ア以外の税制度の変更の場合	100%	0%
3 上記 1 および 2 以外の法令の新設・変更の場合	0%	100%

以上